

相続放棄をする人を「申述人」と、亡くなった人を「被相続人」と呼びます。

相続放棄の手続き

被相続人のプラスの財産とマイナスの財産の両方をすべて放棄する手続きです。一部の財産だけの相続放棄はできません。

提出先 被相続人が最後に住民票をおいていた住所地の裁判所

提出期限 相続の開始を知った日から3か月以内

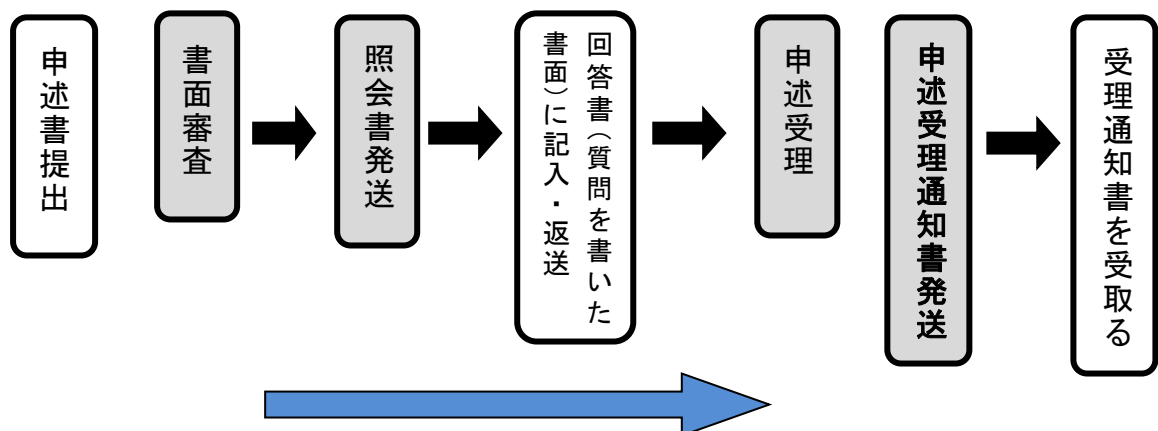
手数料 □収入印紙 800円分
(一人につき) □郵便切手 84円切手×3枚

※ 郵便切手については、以下の①ないし③のいずれかに該当する場合は
□ 84円切手×1枚 で足りません。

- ① 裁判所の窓口で申述人が直接持参し本人確認（運転免許証、保険証等）ができた場合（申述書に押印した印鑑を持参してください）。
- ② 申述書に実印を押印し、かつ、**印鑑証明書**がついている場合。
- ③ 手続代理人弁護士による申立ての場合

必要書類 □相続放棄申述書
□この書面の裏面に書いてある戸籍謄本等
(コピーの提出でもかまいませんが、その場合は元の書類と同じサイズで、必ず一つの書類ごとにホッチキスで留めてください)
※ コピーの取り方について詳しくは、高知地家裁ホームページ内（裁判手続きを利用する方へ→手続案内）に説明があります。
□相続の開始を知った日がわかる資料があれば、その書類のコピー
(例：債権者や市町村役場からの通知書等)

申述から受理までの流れ



※確認の電話をする場合があります。

〒780-8558 高知市丸ノ内一丁目3番5号 高知家庭裁判所 審判係
(4階⑪番窓口 相続放棄担当) 電話番号 088-822-0441

申述人が、被相続人の配偶者の場合

- ① 被相続人の住民票除票又は戸籍の附票
- ② 申述人の戸籍謄本
- ③ 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

<第1順位> 申述人が、被相続人の子又はその代襲者(孫、ひ孫等)の場合

- ① 被相続人の住民票除票又は戸籍の附票
- ② 申述人の戸籍謄本
- ③ 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ④ 申述人が代襲者（孫、ひ孫等）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

<第2順位> 申述人が、被相続人の直系尊属(実父母、養父母、祖父母等)

- ① 被相続人の住民票除票又は戸籍の附票
- ② 申述人の戸籍謄本
- ③ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ④ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑤ 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人より下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合、父母））がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

<第3順位> 申述人が、被相続人の兄弟姉妹又はその代襲者(おい、めい)の場合

- ① 被相続人の住民票除票又は戸籍の附票
- ② 申述人の戸籍謄本
- ③ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ④ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑤ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ⑥ 申述人が代襲者（おい、めい）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

1 戸籍の謄本等交付申請者は、自身及び配偶者、直系（父母、子、祖父母や孫など）の戸籍・除籍・改製原戸籍謄本は、最寄りの市町村役場で取得できますが、住民票除票や戸籍附票・兄弟姉妹等その他の方の戸籍等は広域交付できません。住民票は住所地、戸籍等は本籍地の役場で申請してください。

※2 数人で相続放棄をする場合、提出する戸籍謄本が同じであれば一通で足りませ
(すでに他の相続人が提出している戸籍謄本等は提出不要です)

※3 被相続人の住民票除票又は戸籍附票が保存期間経過により廃棄され発行されないときは、その旨の証明書を発行してもらい、提出してください。

※4 審理のため追加で戸籍謄本をお願いすることがあります。